

議員提出第2号議案

足立区医療の負担を軽減し区民を支援する福祉条例

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第13条第1項の規定により提出する。

平成23年3月1日

提出者

足立区議会議員	鈴木	けんいち
同	ぬかが	和子
同	針谷	みきお
同	伊藤	和彦
同	橋本	ミチ子
同	さとう	純子
同	浅子	けい子

足立区議会議長　古性重則様

(提案理由)

この条例は、国民健康保険料の賦課方式の改定によって保険料の負担が増加する世帯について、その增加分を助成することで医療の負担を軽減し、もって区民福祉の向上を図るため、本案を提出する。

足立区医療の負担を軽減し区民を支援する福祉条例

足立区は、すべての区民が健康で、元気でいきいきと生活できるよう にすることをめざしている。健康であるためには予防とともに早期治療 が重要である。平成 23 年度から実施される国民健康保険料の賦課方式 の改定は、中低所得、多人数家族、障がい者がいる世帯などが特に負担 増となるものであり、看過できない。このような観点から福祉施策とし て医療の負担を軽減し区民を支援するため、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、国民健康保険料（足立区国民健康保険条例（昭和 34 年足立区条例第 11 号）第 6 章に規定する保険料をいい、以下「保 険料」という。）の賦課方式の改定によって保険料の負担が増加する 世帯について、その増加分を助成し、医療の負担を軽減し、もって区 民福祉の向上を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この条例において「負担増」とは、所得段階や家族構成などの 変更によらず、賦課方式の変更によって保険料の負担が増加したこと をいい、「軽減」とは、負担増の増加分を助成することをいう。

(対象者)

第 3 条 この条例により助成を受けることができる者は、足立区国民健 康保険に加入するすべての被保険者とする。ただし、保険料滞納世帯 については、納付相談を行ったうえで実施する。

(申請及び通知)

第 4 条 この条例による助成を受けようとする者（以下「申請者」とい う。）は、規則で定めるところにより、足立区長（以下「区長」とい う。）に申請しなければならない。

2 区長は、前項の規定による申請があったときは、速やかに審査し、 助成の可否を決定し、その旨を申請者に通知する。

(委任)

第5条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。